

手続きチェックシート



転出

他の市町村へ引越しされる方へ



※転出とは、加賀市から他市町村または国外に引っ越して住所を異動することです。

転出届

新しい住所地にお住まいになる
14日前から受付しています

住み始めてから14日以内に、「転出証明書(またはマイナンバーカード、住民基本台帳カード)」を持参して新しい住所地の市区町村で転入届をしてください。

マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを利用した特例による転出届の場合は、住民基本台帳ネットワークを使用し、市町村間で情報を送受信するため、**転出証明書(紙媒体)の発行を行いません**。そのため、転出先の市町村でカードの提示と暗証番号の入力が必要となります。

◀届出に必要なもの▶

- ・国外に転出される方をお持ちの方はマイナンバーの「通知カード」または「マイナンバーカード」

なりすましによる不正な届出等を防止し、個人情報を守るため、窓口に来られた方の「本人確認」を行っています。忘れずに、「本人確認」の書類を、ご持参ください。

ご本人と確認できる書類

1点
よいもの

個人番号カード 運転免許証 パスポート

2点
必要なもの

健康保険証、年金手帳、介護保険証、社員証・学生証など

マイナンバーの通知カードは本人確認書類として認められていません

※届出人は、本人(当事者)または世帯主や満15歳以上の同一世帯員に限られます。それらの方以外は、法定代理人としての資格や代理権限が確認できる書面、または任意代理人としての委任状などによる代理権の確認が必要です。

※代理人の方が手続きするときも、上記の代理権を確認した上で、代理人として来られた方の本人確認を行います。

関連する手続き

必要な書類がそろわない手続きは、後日あらためてご来庁いただく場合があります。

※税・社会保障関係の手続きでマイナンバーの記載が必要な場合は、**マイナンバーカードなど、マイナンバーの分かる書類**が必要です。

転出

に関連するおもな手続き

あてはまる手続きをご自身で確認してください

行政サービスセンターで可能な手続きは○が記載されています

下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	行政サービスセンター	
住所 戸籍	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	転出先でマイナンバーカード、住民基本台帳カードの継続利用(住所変更) ※転出届出により電子証明書が失効します	・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード	○	本庁1階/⑥⑦⑧ マイナンバーカード 【窓口課】 TEL: 0761-76-5540	○
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	カードのお渡し可能な場合がありますので窓口課でご相談ください ※加賀市でカードの受け取りが不可能な場合は、転出先で再度手続きが必要となります	転出先で手続きの場合は転出先の市区町村にご相談ください	○		○
	印鑑登録をしている方	転出予定日で自動的に登録廃止になります	転出予定日までしか使用出来ませんのでご注意ください	○		本庁1階/③④⑤ 住所異動の受付 【窓口課】 TEL: 0761-72-7881
保険 年金	国民健康保険に加入している方			○	本庁1階/③④⑤ 住所異動の受付 【窓口課】 TEL: 0761-72-7881	○
	→69歳までの方	・国民健康保険の脱退	・国民健康保険証	○		○
	→70歳から74歳までの方	・国民健康保険の脱退	・国民健康保険証兼高齢受給者証	○		○
	→修学のために転出する方	転出先で引き続き加賀市の保険証を使う手続き	・在学証明書または学生証	○		○
	→住所地特例に該当する施設に転出する方	・在園証明書		○		○
75歳以上の方 または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	保険証の返却	後期高齢者医療保険証	○	本庁1階/⑨⑩⑪ 後期高齢者医療のこと 【保険年金課】 TEL: 0761-72-7867	○	
→石川県外へ転出する方	負担区分等証明書の受け取り ※転出先へ提出してください		○		○	
→住所地特例に該当する施設に転出する方	転出先で引き続き加賀市の保険証を使う手続き		○		○	
各種認定証をお持ちの方	各種認定証の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など	○	○	○	
海外へ出国する方	これからの年金についてのご相談 国民年金保険料精算のご相談 国民年金の任意加入		○	本庁1階/⑨⑩⑪ 国民年金のこと 【保険年金課】 TEL: 0761-72-7861	○	
高齢	65歳以上の方	保険証の返却	介護保険証	○	本庁1階/③④⑤ 住所異動の受付 【窓口課】 TEL: 0761-72-7881	○
	→住所地特例に該当する施設に転出する方	※転出先でも加賀市の介護保険証をそのまま使ってください		○		○
	要介護認定を受けている方	介護保険受給資格証明書の受け取り ※転出先へ提出してください	介護保険証	○	○	
障がい	心身障がい者の医療費受給資格者 をお持ちの方	心身障がい者医療費受給者証の返却	心身障がい者医療費受給者証 (交付されている方)	○	本庁別館1階 障害福祉のこと 【介護福祉課】 TEL: 0761-72-7852	○

※各種保険証・受給者証等を転出日まで使う予定のある方は、転出後に郵送で返却いただくことも可能です

下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	行政サービスセンター
市内小中学校に在籍するお子さんがいる方	転校手続き	※これまで通っていた学校から「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を受領し転出先の教育委員会へ提出してください		市民会館1階 これまで通っていた学校のこと 【教育庶務課】 TEL:0761-72-7975	
児童手当を受給している方 (0歳～中学生)	児童手当受給事由消滅届 ※申請者(受給者)となる方が 公務員の方は勤務先で申請 してください ※ お子さんと同じ住所ではない場合は 、別に手続きが必要です (受給者が加賀市に住所を有することが前提)	転出先での申請遅れに 注意してください		本庁1階/③④⑤ 住所異動の受付 【窓口課】 TEL:0761-72-7881	○
子ども医療費助成の受給者証をお持ちの方 (0歳～高校生)	子ども医療費助成の喪失 ※受給資格証を交付されている子どもが転出するなど資格がなくなる ときは、受給者証の返却が必要です (受給者証の返却のみ行政サービスセンターで受付可能)	・子ども医療費受給者証 ※受給者証を返却していない方は、子育て支援課・行政サービスセンターの窓口または郵送で返却してください		本庁1階 子ども子育てのこと 【子育て支援課】 TEL:0761-72-7856	子 ○
妊娠中または生後1歳までのお子さんのいる方	加賀市の妊婦・産婦・乳児健康診査受診票は使えなくなりますので、転出先で手続きをしてください	・母子健康手帳(親子健康手帳) ・加賀市で発行された妊婦・産婦・乳児健康診査受診票(母子保健のしおり)		かが交流プラザさくら1階 子育て支援 【子育て応援ステーション】 TEL:0761-72-7866	
保育所・幼稚園に入所しているお子さんがいる方	保育所等の退所手続き	※受付窓口でご相談ください			
ひとり親家庭等に該当している方	児童扶養手当の住所変更 ひとり親家庭等医療費助成の受給者証返還届	※受付窓口でご相談ください ひとり親家庭等医療費の受給者証		本庁1階 子ども子育てのこと 【子育て支援課】 TEL:0761-72-7856	
特別児童扶養手当を受給している方	これからの特別児童扶養手当のご相談	※受付窓口でご相談ください		本庁別館1階 障害福祉のこと 【介護福祉課】 TEL:0761-72-7852	
子どもの心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	心身障害者医療費受給者証の返却	心身障害者医療費受給者証			
上下水道の使用をやめる方	使用中止届	お電話または受付窓口で手続きできます ※インターネットでも手続き可		本庁1階 【水道料金お客さまセンター】 TEL:0761-72-7951	
原動機付自転車(125CC以下)、 小型特殊自動車等を所有している方	廃車申告(軽自動車税)	・ナンバープレート ・標識交付証明書 ※転出先市町村でも手続きできます		本庁1階/①② 【税料金課】 TEL:0761-72-7814	○
軽自動車を所有している方		※軽自動車検査協会でご相談ください		軽自動車検査協会 石川事務所 TEL:050-3816-1853	
軽2輪、自動2輪(126CC以上)を所有している方		※運輸支局でご相談ください		北陸信越運輸局石川運輸支局 TEL:050-5540-2045	
加賀市に土地や家屋をお持ちの方	納税管理人のご相談	※受付窓口でご相談ください		本庁1階/①② 市税のこと 【税料金課】 TEL:0761-72-7816	
海外に転出される方	納税管理人のご相談	※受付窓口でご相談ください			
未納となっている税や料金等のご相談	納付相談	※受付窓口でご相談ください		本庁1階/①② 市税、料金のこと 【税料金課】 TEL:0761-72-7819	
市営住宅を退去する方	市営住宅の退去手続き	※受付窓口でご相談ください		本庁別館2階 【建築課】 TEL:0761-72-7936	
犬を飼っている方	・犬の住所変更は転入先の住所地で届出してください ・飼い主が転出するときは、新しい飼い主が登録事項の変更を加賀市に届出してください	鑑札		本庁別館4階 【環境課】 TEL:0761-72-7885	
市営墓地を使用している方またはその代理人	・墓地使用許可証の住所変更 ・代理人指定届	・墓地使用許可証 ・新しい住民票(本籍入り)			

子ども

税・料金

その他

こんなときはどうしたらいいの？
転出届をしたけれど...

Q 新しい住所に住み始めてから、14日以上経過してしまった。	→転出証明書は有効ですので、早急にお届けください。なお、特例転出の場合は、対象外となります。
Q 転出届をした住所とは、違うところに住むことになった。	→転出証明書は、そのままでも有効です。 ※実際に住み始めた市区町村にお届けください。
Q 転出届をしたあとに、引越しがとりやめになった。	→取消の手続きが必要です。 本庁1階/③④⑤ 住所異動の受付 【窓口課】 で早急に取消の手続きをしてください。

加賀市役所(本庁)	〒922-8622 石川県加賀市大聖寺南町二41番地 〈市役所代表電話〉0761-72-1111 〈開庁時間〉8時30分から17時15分 ※土日祝日、年末年始はお休み
加賀市行政サービスセンター (かも丸ステーション)	〒922-0423 石川県加賀市作見町25番地1 アピオシティ加賀内1階 〈電話番号〉0761-76-7088 〈開所時間〉月・火・木・金 9時30分～19時/土・日・祝日 9時30分～18時 ※水曜日(祝日の場合も含む)、年末年始、アピオシティ加賀休館日はお休み ※住所変更等の手続きは平日17時15分まで(土・日・祝日は手続きできません)

